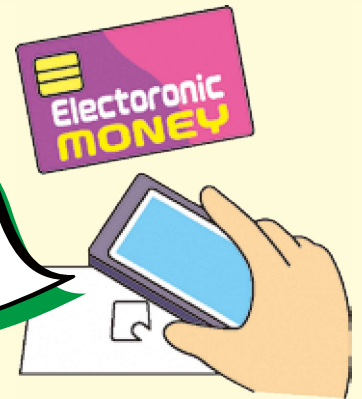


特殊詐欺・悪質商法は あなたを狙っています!



ATMに
行って

電子マネー
を買って



その話



信じ
ないで!

©2015秋田県んだッチ



見るだけ
ですから

買わないと
不幸に



それ、特殊詐欺!

パソコンサポート名目

「ウイルス感染」などの警告画面が表示され、画面に表示された番号に電話をかけると、ウイルス除去費用などを要求される。



➔ 表示された連絡先に電話しない!



高額当選金名目

「当選しました」などとメールが届き、メールの指示にしたがって連絡すると、当選金の受け取り費用などを要求される。

➔ 申し込んでいない当選通知は無視!

架空料金請求

電話やメールなどにより、「有料サイトの未納料金がある」などと架空の事実を口実に料金を請求される。



➔ 身に覚えのない請求には連絡しない!

不審なときは警察や消費生活センター等に相談しましょう。

相談窓口の連絡先は、このリーフレットの「困ったときの相談窓口」と「お住まいの消費生活相談窓口」をご覧ください。



秋田県で被害発生!



パソコンサポート名目 (70代男性)

パソコンでインターネットサイトを閲覧中、「**ウイルスに感染しています。**」などという画面が表示されたことから、問い合わせ先に電話したところ、**ウイルスソフト購入費用**として**電子マネーを購入するよう指示**され、コンビニエンスストアで電子マネーを購入し、番号を相手に伝えて利用権をだまし取られた。

高額当選金名目 (60代女性)

スマートフォンに「5億円**当選おめでとうございます。**」などという内容のメールが届き、**当選金を受け取るための費用**を**電子マネーで支払うように要求**され、コンビニエンスストアで電子マネーを購入し、番号を相手に伝えて利用権をだまし取られた。

特殊詐欺の電話を受けないために

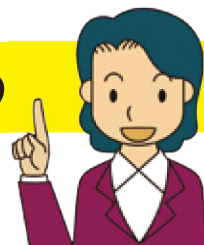
防犯機能を備えた電話機を活用しよう

「この通話は録音されます」などと相手に警告する機能や、登録していない番号からの電話がきたら「迷惑電話に注意してください」などと注意を促したり、着信を拒否したりできる機能を備えた電話機があります。



家にいるときも「留守番機能」を設定しよう

日ごろから留守番機能を設定しておき、電話の相手を確認してから電話に出るようにしましょう。



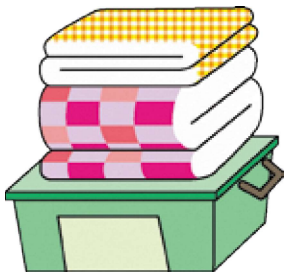
県警では、自動通話録音警告機を無料で貸し出しています。主に、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある高齢者世帯が対象で、貸出期間は3か月です。貸出しを希望される方は、住所地を管轄する警察署の生活安全課までご連絡ください。

悪質商法に注意!

悪質商法について詳しくは
秋田県公式ウェブサイト
「美の国あきたネット」へ。



しつこく強引に売りつける「訪問販売」



- 「**いらぬ布団はないか**」「**布団を見せてほしい**」などと訪問され、家にあげたら、布団の購入やリフォームをしつこく勧められた。
- 「**屋根がいたんでいる**」「**無料で点検してあげる**」などと訪問され、点検後に、高額な修理をしつこく勧められた。

用件を確認! 事業者を安易に家に入れない!

冷静な判断をできなくする「催眠商法」

- 近所に突然お店ができて、健康について講習してくれるので毎日のように通っていたら、ある日、断れない雰囲気の中で、「**身体に良い**」「**今日しか買えない**」と、高額な健康食品を勧められた。



近づかない! 雰囲気に流されない!

不安や悩みにつけ込む「靈感商法」



- 開運グッズを一度購入したら、後日、「**家族に災いが降りかかる**」と言われ、高額な祈禱を勧められた。

不安をあおる勧誘は、きっぱり断る!

強引に買い取ろうとする「訪問購入」

- 不用品の買い取りのはずが、「**貴金属を見せて**」と言われ、強引に貴金属を安く買い取られた。

貴金属、ブランド品をむやみに見せない!



覚えて
おこう

クーリング・オフ

法律で定められた一定期間内であれば、訪問販売などによる契約を一方的に無条件で解除することができるのがクーリング・オフ制度です。通信販売など、クーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは、消費生活センターなどに相談しましょう。



お住まいの消費生活相談窓口

- 秋田市消費生活センター(市民相談センター)
☎018-888-5648
- 能代市消費生活センター
☎0185-89-2939
- 横手市消費生活センター
☎0182-32-2919
- 大館市消費生活センター
☎0186-43-7045
- 男鹿市消費生活センター
☎0185-24-9111
- 湯沢市消費生活センター
☎0183-72-0874
- 鹿角市消費生活センター
☎0186-30-0258
- 由利本荘市消費生活センター
☎0184-24-6251
- 潟上市消費生活センター
☎018-853-5370
- 大仙市消費生活センター
☎0187-63-1136
- 北秋田市消費生活センター
☎0186-62-6628
- にかほ市消費生活センター
☎0184-32-3043
- 仙北市消費生活センター
☎0187-43-3313
- 小坂町観光産業課
☎0186-29-3908
- 上小阿仁村住民福祉課
☎0186-77-2222
- 藤里町町民課
☎0185-79-2113
- 三種町商工観光交流課
☎0185-85-4830
- 八峰町産業振興課
☎0185-76-4605
- 五城目町住民生活課
☎018-852-5112
- 八郎潟町住民生活課
☎018-875-5813
- 井川町町民生活課
☎018-874-4416
- 大潟村生活環境課
☎0185-45-2115
- 美郷町住民生活課
☎0187-84-4903
- 羽後町町民生活課
☎0183-62-2111
- 東成瀬村企画課
☎0182-47-3402

相談日：月～金（祝日・年末年始除く）

※相談時間は各消費生活相談窓口によって異なります。

※各消費生活相談窓口で相談できるのは、在住の方が原則です。

全国共通相談電話「消費者ホットライン」

188（局番なし）

お住まい近くの消費生活センターなどの相談窓口につながります。

困ったときの相談窓口

秋田県生活センター

電話 018-835-0999

秋田市中通2-3-8 (秋田駅前アトリオン7階)

相談時間：月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

秋田県警察本部県民安全相談センター

電話 #9110 (または018-864-9110)

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ●鹿角警察署
☎0186-23-3321 | ●秋田中央警察署
☎018-835-1111 |
| ●大館警察署
☎0186-42-4111 | ●秋田東警察署
☎018-825-5110 |
| ●北秋田警察署
☎0186-62-1245 | ●由利本荘警察署
☎0184-23-4111 |
| ●能代警察署
☎0185-52-4311 | ●大仙警察署
☎0187-63-3355 |
| ●五城目警察署
☎018-852-4100 | ●仙北警察署
☎0187-53-2111 |
| ●男鹿警察署
☎0185-23-2233 | ●横手警察署
☎0182-32-2250 |
| ●秋田臨港警察署
☎018-845-0141 | ●湯沢警察署
☎0183-73-2127 |

秋田弁護士会

電話：018-896-5599

受付時間：月～金 9:30～16:30

(祝日・お盆・年末年始除く)